

デイサービスC青葉のまち 利用料金表

《通常規模型・通所型サービス》

令和4年10月1日改定

1. お支払い方法

原則、ご利用者様の指定口座より自動引落としと致します。1ヵ月分の利用請求書を翌月20日までにお渡し、27日に引落とししますので、期日までに指定口座にご入金下さい。尚、利用料金の減免制度もございますので担当者にご相談下さい。

2. 介護保険内サービス料金《単位表》

①札幌市 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス<4時間以上> (1回あたり)

要支援区分	単位数	加算名	単位数
事業対象者	384	サービス提供体制強化加算 Iイ(※月額)	※88 (事業対象者・要支援1)
要支援1 ※ひと月上限3回までの利用			※176 (要支援2)
要支援2 ※ひと月上限7回までの利用	395		

※利用回数の上限を超える場合は、ひと月あたりの単位数となります。

(ひと月あたり)

要支援区分	単位数	加算名	単位数
事業対象者	1,672	サービス提供体制強化加算 Iイ	88 (事業対象者・要支援1)
要支援1 ※ひと月4回以上の利用			176 (要支援2)
要支援2 ※ひと月8回以上の利用	3,428		

※若年性認知症利用者受入加算(240単位)・・・対象者のみ。

②通常規模型通所介護(1回あたり)

要介護区分	単位数	加算名	単位数
要介護1	567	サービス提供体制強化加算(I)	22/回
要介護2	670	入浴介助加算I	40/回
要介護3	773	科学的介護推進体制加算	40(1か月)
要介護4	876		
要介護5	979		

※若年性認知症利用者受入加算(60単位)・・・対象者のみ

※基本単位数に各種加算を含めた月の合計単位数に、介護職員処遇改善加算I(5.9%)、介護職員特定処遇改善加算I(1.2%)、介護職員等ベースアップ等支援加算(1.1%)が加算されます。

費用計算

- ① 基本単位＋加算の合計単位数＝A
- ② $A \times 0.059$ （介護職員処遇改善加算Ⅰ）＋ $A \times 0.012$ （介護職員特定処遇改善加算Ⅰ）＋ $A \times 0.011$ （介護職員等ベースアップ等支援加算）＝B
- ③ $(A+B) \times 10.14$ （地域加算7級地）＝C
- ④ $C \times 0.9$ 又は 0.8 または $0.7 = D$
- ⑤ $C - D = E$ （利用者負担額）

3. 介護保険外サービス料金

サービスメニュー	金額	概要	対象サービス
①食費（1食）	630円	昼食の材料費と厨房設備及び人件費です。	通所介護 通所型サービス
	※430円	※生活保護世帯の方が対象となります。	
②レクリエーション・行事等の材料費	実費	参加した場合に実費をいただきます。	通所介護 通所型サービス
③手工芸材料費	実費	参加した場合に実費をいただきます。	通所介護 通所型サービス